

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー（ C_2H_5 ）ニ（四）エチルーニ・五（ジ）メトキシフェニル（エチル）アミノメチル）フェノール（通称名ニ五EーNB OH、ニCーEーNB OH）及びその塩類

ロ 三ー「 C_2H_5 」（ C_2H_5 ）ピペリジニル（シクロヘキシル）フェノール（通称名三ーHOーPCP、三ーOHーPCP、三ーHydroxyーPCP）及びその塩類

ハ キノリンー八ーイルーペンチルー H ーインダゾールー三ーカルボキシラート（通称名NPBー二二）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十年十二月二十日